

小学校における日本伝統音楽についての一考察 —— 学習指導要領の変遷に着目して ——

Transition of Traditional Japanese Music
in the Course of Study of Elementary School

秋田 郁
Fumi Akita

I. はじめに

我が国の学習指導要領は、昭和22年に第1次試案が出されて以降、概ね10年ごとに改訂されている。現行のものは平成20年に告示されており、現在が平成28年であるので、おそらくあと2年足らずで新学習指導要領（第9次）の告示となるであろう。昨年（平成27年）8月に「次期学習指導要領改訂に向けた検討態勢」¹が発表され、同年11月、「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会学校段階等別・教科等別ワーキンググループ」²にて検討され始めたので、平成30年より少し早く告示される可能性が高いように思われる。

日本伝統音楽に関する過去の大きな変化としては、平成10年の改訂に先立ち、教育課程審議会答申で「国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること」をねらいとして挙げるなど、グローバル社会において国際的な感覚を身に付けるとともに、我が国で昔から伝わってきた文化を尊重する動きがあった。平成20年の改訂を経て、おそらく、新学習指導要領にも日本の伝統文化についての記述が多く盛り込まれるであろうことは、想像に難くない。小学校音楽科の学習指導要領においては、日本伝統音楽について、どのような取り扱いをされてきたのか、その変遷を追うことにより、今後の小学校の音楽教育において日本伝統音楽はどのようにあるべきか、考察する。

II. 日本伝統音楽の定義

平成10年に中学校音楽科学習指導要領において、和楽器が必修化されるという非常にセンセーショナル

な改訂が行われ、それに伴い、小学校音楽科においても「我が国の音楽」を重要視する動きがあった。この「我が国の音楽」の定義が非常にあいまいなのである。明治維新以降、文明だけでなく文化面でも西洋化が進み、日本の音楽教育においても江戸以前の文化よりも、西洋の音楽様式と日本語の歌詞を伴った「唱歌」が好んで歌われ、なんと明治維新以降150年近くたった現在も、小学校現場で歌い継がれているのである。しかし、この「唱歌」は、日本伝統音楽と言えるだろうか。それとも、西洋音楽であろうか。

今回、日本伝統音楽について論じるにあたり、江戸以前の「日本旋法を使った楽曲」に絞ることにする。従って、「文部省唱歌」は基本的に日本伝統音楽に含めないが、明治以降に作曲された「かくれんぼ」（下総院一作曲）、「春の海」（宮城道雄作曲）、「管弦楽のための木挽歌」（小山清茂作曲）等は近世邦楽を色濃く受け継いだ楽曲として、日本伝統音楽に含むものと定義する。

III. 学習指導要領（第1次～第8次）における日本伝統音楽の変遷

本稿では、学習指導要領について『学習指導要領データベース』³を参照する。

1. 昭和22年試案（第1次）

戦後、GHQの占領下で出されたこの指導要領では、第六章から第八章までの第一～三学年の音楽指導、指導目標に「ヨーロッパ音楽の音組織を、音楽教育の基礎として教える。」と、定められている。そして、「日本の音楽は『ヨーロッパ音楽』を教えた後に教えられ

小学校における日本伝統音楽についての一考察

る可能性があるものとして捉えられていた⁴ ことが特徴として挙げられる。

日本旋法を用いた歌唱教材曲は 6 年間を通してたった 2 曲である。しかし、鑑賞曲においては、第四学年以降ではあるが、5 曲取り上げられていることから、やはり西洋音楽を先に学んでから日本音楽を理解するという考え方の下、カリキュラム編成が行われたことがわかる（表 1）。

2. 昭和 26 年試案（第 2 次）

第 1 次発表の 4 年後、試案として出された。「領域は『唱歌』→『歌唱』となり、『創作』が『創作的表現』と『リズム反応』に分けられ 5 領域となる。」⁶ また、奥田（2013）が「音楽の基礎知識の習得に関しては第 1 次より聴唱や視唱において扱う調の数は同じであるがこれに日本の音階が加わることとなる。」⁷ と述べているように、低学年のうちから日本音階に触れさ

表 1 昭和 22 年発表（第 1 次）

第四章諸注意	第四学年音楽教材一覧表	「かぞえ歌」（日本童謡）ロ調陰音階
	第六学年音楽教材一覧表	「麦かり」（井上武士作曲）ト調陽音階
鑑賞用レコード一覧表	第三学年	II 鑑賞講座 A. 声楽 独唱「ひらいたいひらいた」（古謡、下總院一編曲）
	第四学年	I 教材の参考 「数え歌変奏曲」（古謡、下總院一編曲）琴演奏 中能島欣一 III 民謡 a) 邦楽 「中国地方の田植歌」（阪本良隆編曲）三枝喜美子演奏
	第五学年	III 民謡 a) 邦楽 「麦打歌」（民謡、下總院一編曲）コロンビア管弦楽団演奏
	第六学年	III 民謡 a) 邦楽 「正調追分」（古謡）尺八 菊地淡水 「六段」（八橋検校）琴 今井慶松 IV レクリエーション a) 静思の時間 「春の海」（宮城道雄） (注二) 琴による邦楽とこれをバイオリン（琴伴奏）にて演奏した場合の効果等を対比してみるに。

表 2 昭和 26 年発表（第 2 次）第 III 章 各学年の指導目標と指導内容より

歌唱	幼稚園ならびに第 1 学年 第 2 学年	〔教材〕2 .調子 自由。ただし、長音階、日本音階によるもの
	第 4 学年 第 5 学年 第 6 学年	〔教材〕2 .調子 視唱法による教材 ・・・それらの調号を有する日本音階による旋律。 第 6 学年 民謡を歌ったり、郷土舞踊をおどったりする。 民謡のレコードを聞く。 民謡に浮いての物語を読んだり聞いたりする。
鑑賞	第 5 学年	日本の民謡の歌唱や演奏を聞く。 長調・短調・日本音階によってつくられたものを識別したり、比較したりする。 日本楽器の独奏や合奏について学ぶ。
	第 6 学年	各国の民謡や民謡音楽の演奏を聞く。 民謡を劇にする。 民謡舞踊を学ぶ。
鑑賞用レコード一覧表	幼稚園ならびに第 1 学年 第 2 学年	「さくらさくら」（日本古謡） 「ほたる」（日本古謡） 「こもりうた」（日本古謡）
	第 5 学年 第 6 学年	「越後獅子」（不詳）「松竹梅」（不詳）「竹きり・地蔵さま」（日本古謡） 「もうっこ」（日本古謡）「数え歌変奏曲」（日本古謡） 「六段」（八橋検校）「追分」（日本古謡）「春の海」（宮城道雄） 「麦打歌」（民謡、下總院一編曲）

せ、西洋音楽を学習しないと日本伝統音楽は理解できないという考えに終止符が打たれた。また、近世邦樂のみならず「民謡」にも言及している点も郷土文化を継承する上で、評価に値する。高学年では、鑑賞教材の基準となるレコード一覧表の、日本伝統音楽に関する曲数が、第1次試案では4曲であったのに対し、9曲に増加し、日本伝統音楽の価値を再認識されたことが見て取れる（表2）。

3. 昭和33年告示（第3次）

連合国占領軍の統治から解放されて初めての指導要領で、文部省告示という法的な拘束力を持つようになった。系統性を重視し、基礎的な学力を身に付けることを重んじ、「鑑賞共通教材」と「歌唱共通教材」が設定された⁸。

日本伝統音楽に関する記述としては、第3学年を除いた学年にみられるが、学年を経るごとに増えていく

ことが見て取れる（表3）。さらに、低学年には「物売りの声、または呼び声など」を模倣する等の記述があり、江戸時代以前より庶民の暮らしの中に根付いていた音楽を取り上げていていることは、非常に興味深いことである。

4. 昭和43年告示（第4次）

「基礎」「鑑賞」「歌唱」「器楽」「創作」の5領域で構成された。また、「我が国の音楽」に関する指導が充実された⁹。目標、内容、内容の取扱いにおいて1学年ずつ設定されているなど、非常に丁寧である。さらに、求められる音楽理解が高度（複雑なリズム、調号が付いた調性）で、現在の高等学校の学習指導要領の内容と比べても、同レベルの知識、技能が獲得できるようなものとなっている。

日本伝統音楽に関しては、第3次指導要領が「琴」という字を用いていたのに対し、「箏」が用いられるよ

表3 昭和33年告示（第3次）

2 内容 A 鑑賞	第4学年	(4) ア. ・・・および琴の音色に親しむ。
	第5学年	(4) ア. ・・・ならびに日本の楽器（琴、三味線および尺八）の形状を知り、音色に親しむ。
	第6学年	(4) ア. ・・・ならびに日本の楽器（琴、三味線および尺八）の形状を知り、音色に親しむ。 (6) 愛好曲をふやす。 ア. なるべく違う種類、違う演奏形態の音楽を、次の3曲を含め、年間8曲以上聴く。 「六段」（八橋検校作曲）・・・
2 内容 B 表現	第1学年	(創作) (2) ア. 動物の泣き声、物売りの声または呼び声などを模倣する。
	第2学年	(歌唱) (4) 愛唱歌をふやす。 イ. 次の各項に該当する歌曲を、(カ)に示す3曲を含め、聴唱によって年間最低17曲歌う。 (カ) 日本古謡の「さくらさくら」および・・・ (創作) (2) ア. 動物の鳴き声、物売りの声、または呼び声などに節づけして歌う。
	第4学年	(歌唱) (4) 愛唱歌をふやす。 イ. 次の各項に該当する歌曲を、(カ)に示す3曲を含め、聴唱によって年間最低15曲歌う。 (カ) 日本古謡の「子守歌」（陽旋法）および・・・
2 内容 C 読譜	第5学年	(歌唱) (3) ウ. ハ長調、ヘ長調、ト長調、イ短調およびニ短調の旋律、ならびにそれらと同じ調号をもつ日本旋法の旋律を視唱する。 エ. 視唱法で習ったハ長調、ヘ長調、ト長調、イ短調およびニ短調の旋律、ならびにそれらと同じ調号をもつ日本旋法の旋律を見て書く。
	第6学年	(3) 読譜及び記譜の基礎能力を伸ばす。 ウ. ハ長調、ヘ長調、ト長調、ニ長調、イ短調、ニ短調およびホ短調の旋律ならびにそれらと同じ調号をもつ日本旋法の旋律を視唱する。 エ. 視唱法で習ったハ長調、ヘ長調、ト長調、ニ長調、イ短調、ニ短調およびホ短調の旋律ならびにそれらと同じ調号をもつ日本旋法の旋律を見て書く。

小学校における日本伝統音楽についての一考察

表4 昭和43年告示（第4次）

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
2 内 容	(2) ウ. 長調, 短調, 日本旋法の旋律を聞き分けること。			(2) イ. ハ長調, イ短調およびそれらと同じ調号で書かれた日本旋法の旋律を視唱・視奏すること。 … ウ. 長調, 短調, 日本旋法の旋律を聞き分けること。	(2) イ. ヘ長調, ニ短調およびそれらと同じ調号で書かれた日本旋法の旋律を視唱・視奏すること。 … ウ. 長調, 短調, 日本旋法(陽, 陰)の旋律を聞き分けること。	(2) イ. ト長調, ホ短調およびそれらと同じ調号で書かれた日本旋法の旋律を視唱・視奏すること。 … ウ. 長調, 短調, 日本旋法(陽, 陰)の旋律を聞き分けること。
A 基 礎						
B 鑑 賞	(3) ア. いろいろな種類の声楽曲(わらべうたを含める。)…			(2) チェロ, オーボー, ホルン, および箏の特徴を理解し, その楽器のもつ特有の音色を聞き分ける能力を育てる。	(2) イ. 箏, 三味線, 尺八およびその他の日本民俗楽器 (3) ア. いろいろな種類の声楽曲(わらべうたを含める。)…	(2) ア. 日本の楽器および世界のおもな民俗楽器 (3) ア. いろいろな種類の声楽曲(世界のこどもの歌や民謡を含める。)… (4) エ. 共通教材「六段」(八橋検校作曲)
C 歌 唱	(3) イ. 調は長調, 短調および日本旋法のもの 第2学年 「さくらさくら」(日本古謡) 第4学年 「子もり歌」(日本古謡)	(4) イ. 調は長調, 短調および日本旋法のもの 第2学年 「さくらさくら」(日本古謡) 第4学年 「子もり歌」(日本古謡)				
E 創 作	(1) イ. ことばで歌ったり楽器を演奏したりしてふしあそびをすること(日本旋法を含める。)。	(1) イ. ことばや階名で歌ったり楽器で演奏したりして, ふし問答をすること(日本旋法を含める。)。	(1) ウ. フレーズのまとまりに気をつけて, ことばや階名で歌ったり楽器で演奏したりして, ふし問答をすること(日本旋法を含める。)。	(1) ア. 短い旋律(4小節程度)を, 歌ったり楽器で演奏したりして作ること(日本旋法を含める。)。	(1) ア. 旋律(8小節程度)を, 歌ったり楽器で演奏したりして作ること(日本旋法を含める。)。	(1) ア. まとまった旋律(一部形式など)を, 歌ったり楽器で演奏したりして作ること(日本旋法を含める。)。
3 内 容 の 取 扱 い				(1) 内容のAの(2)のイの日本旋法については, ニ調陽旋法とホ調陰旋法を取り扱うものとする。	(2) 内容Bの(2)のイの「日本の民俗楽器」は, 児童に親しみのあるもので, かつ, 代表的なものを取り上げるものとする。	

うになった。また, 低学年より日本旋法を使ったわらべうたに慣れ親しんでほしいという願いが, ありありと伝わってくる(表4)。

5. 昭和52年告示(第5次)

今回の改訂では, 加熱する受験戦争への反省から, どの教科科目の学習内容もスリム化された。「表現」「鑑賞」の2領域構成に戻り, さらに教師の指導計画

上の裁量幅が高まった。技能技術獲得よりも, 「音楽を愛好する心情の育成」が目標として重視された。

日本伝統音楽に関する記述も, 非常に減ってはいるが, 共通教材に挙げられている曲数は2曲から5曲に, 2倍以上に増えている(表5)。

6. 平成元年告示(第6次)

我が国の伝統音楽に関する指導の充実が示され, そ

表5 昭和52年告示（第5次）

	第1・2学年	第3・4学年	第5・6学年
A 表現 (2) ウ 共通教材	第1学年 「ひらいたひらいた」(わらべうた) 第2学年 「かくれんぼ」(下総院一作曲)	第3学年 「うさぎ」(日本古謡) 第4学年 「さくらさくら」(日本古謡)	第5学年 「子もり歌」(日本古謡)
B 鑑賞			第6学年 (2) ア・・・箏及び尺八の音楽を含めいろいろな種類の声楽曲や器楽曲 ウ. 共通教材 「春の海」(宮城道雄作曲)
指導計画の作成と内容の取扱い	5.歌唱共通教材のうちのわらべうたや日本古謡の指導に当たっては、それらの教材と関連して、それぞれの地方に伝承されているわらべうたなどを適宜取り上げるように配慮する必要がある。		

表6 平成元年告示（第6次）

	第1・2学年	第3・4学年	第5・6学年
A 表現 (5) ウ 共通教材	第1学年 「ひらいたひらいた」(わらべうた) 第2学年 「かくれんぼ」(下総院一作曲)	第3学年 「うさぎ」(日本古謡) 第4学年 「さくらさくら」(日本古謡)	第5学年 「子もり歌」(日本古謡) 第6学年 「越天楽今様」(日本古謡) 慈鎮和尚作歌
B 鑑賞			第5学年 (2) ア(ア)・・・郷土の音楽を含めいろいろな種類の音楽 イ. 共通教材 「管弦楽のための木挽歌」 (小山清茂作曲) 第6学年 (2) ア(ア)・・・箏及び尺八の音楽を含めいろいろな種類の楽曲 イ. 共通教材 「春の海」(宮城道雄作曲)
指導計画の作成と内容の取扱い	2. (4) ウ. 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、・・・和楽器・・・などの中から学校の実情に応じて選択すること。 (8) 第3学年以降の「B 鑑賞」の(1)のエの楽器については、次の中から適切なものを選択すること。 イ. 第5学年及び第6学年については、・・・和楽器。		

れと同時に世界の民族音楽も鑑賞の指導事項に示された¹⁰。まさに、教育内容の多様化が進んできているといえる内容である。そして、表現領域で初めて和楽器の履修が提案されている（表6）。様々な楽器の中から選択することが示されているが、これは日本伝統音楽にとっては、大きな一步を踏み出したことになる。

7. 平成10年告示（第7次）

学校週5日制のもと、ゆとり教育が展開される。中学校では和楽器が必修となり、それに伴い、小学校第5・6学年では鑑賞教材でより具体的に楽器名が挙げられ、「箏（そう）や尺八を含めた我が国の音楽」を

取り扱うこととした（表7）。

8. 平成20年告示（第8次）

主に鑑賞領域で我が国のおもな音楽を取り扱う内容が増加した。それに伴い、「我が国」という表記だけでなく「諸外国」「郷土」という単語も多用されるようになる（表8）。それは、「西洋音楽」、「民族音楽」、「日本音楽」、「クラシック音楽」、「ポピュラー音楽」等の垣根を超えて、様々なルーツを持つ音楽を平等に扱うことを重要視しているということである。まさに、多種多様を認める現代を象徴している。

小学校における日本伝統音楽についての一考察

表7 平成10年告示（第7次）

	第1・2学年	第3・4学年	第5・6学年
A 表現 (5) ウ 共通教材	第1学年 「ひらいたひらいた」(わらべうた) 第2学年 「かくれんぼ」(下総院一作曲)	第3学年 「うさぎ」(日本古謡) 第4学年 「さくらさくら」(日本古謡)	第5学年 「子もり歌」(日本古謡) 第6学年 「越天楽今様」(日本古謡) 慈鎮和尚作歌
B 鑑賞 (2) イ		郷土の音楽、人々に長く親しまれている音楽	箏や尺八を含めた我が国の音楽
指導計画の作成と内容の取扱い	2.(3)ア. 各学年で取り上げる打楽器は、・・・我が国や諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、学校や児童の実態を考慮して選択すること。エ. 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、・・・我が国や諸外国に伝わる楽器などの中から児童の実態に応じて選択すること。 (6) 歌唱教材については、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを取り上げるようにすること。		

表8 平成20年告示（第8次）

	第1・2学年	第3・4学年	第5・6学年
A 表現 (4) ウ 共通教材	第1学年 「ひらいたひらいた」(わらべうた)	第3学年 「うさぎ」(日本古謡) 第4学年 「さくらさくら」(日本古謡)	第5学年 「子もり歌」(日本古謡) 第6学年 「越天楽今様」(日本古謡) 慈鎮和尚作歌
B 鑑賞 (2) ア	我が国及び諸外国のわらべうたや遊びうた	和楽器の音楽を含めた我が国の音楽、郷土の音楽、人々に長く親しまれている音楽	和楽器の音楽を含めた我が国の音楽や諸外国の音楽など文化とのかかわりを感じ取りやすい音楽、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の楽曲
指導計画の作成と内容の取扱い	2.(3)イ. それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。 (5)ウ. 拍節的でないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。		

9. 考察

こうして学習指導要領の変遷を追っていくと、昭和22年試案（第1次）から昭和33年告示の第3次指導要領までは、西洋音楽を理解することを目標にし、かなり偏った内容であったこと、昭和43年告示（第4次）には、内容が増加したとともに、日本伝統音楽についての記述も充実したこと、昭和52年に告示された第5次指導要領で、一気に減少したことがわかる。

一方、日本伝統音楽に関する内容は、改訂を重ねるごとに少しづつより具体的になって増加してきたことが見て取れる。表現領域の共通教材においては、第4次から第5次改訂時に、2曲から5曲に増え、さらに、第6次改訂時には6曲に増えていることに気が付く。佐川（2007）が「明治期の文明開化思想の下で始まった洋楽一辺倒の時代の影響が色濃く残る音楽教育思想とともに、戦後の混乱期にもかかわらず、自国の音楽文化を優れた知見によって、少しづつ取り入れてきた」¹¹

と述べているように、第1次では、低学年で全く日本旋法が扱われていないのに対し、第4次以降、現在まで途切れることなく、わらべ歌が低学年から取り上げられている。これは、できるだけ幼い時期から日本の伝統音楽に触れる、生活の中、遊びの中で日本の響きを味わうために、必要不可欠なことである。

IV. そして今、これから

カリキュラム上は整いつつある日本伝統音楽の教育であるが、小学校現場ではどのように実践しているのであろうか。池上（2013）は「実際に学校の授業に日本音楽を取り入れるにあたっては、いくつかの課題もある。日本音楽には雅楽、能楽、箏曲、三味線音楽、尺八音楽、和太鼓など、特質の異なる多種多様な領域があり、そのどれもが西洋音楽とは全く異なる独自の表現方法、価値観を持っていて、実技指導を含めた

本格的な指導を行うことは、教師にとって教育課程での学びのみでは現実問題難しい面もあるのだ。」¹²と述べている。つまり、教師は自分が知らない音楽への一步が踏み出せない、自分が知らないのに子どもたちに伝えるのは難しい、間違ったことを教えたたらどうしようかと心配になる、西洋の楽器に比べてデリケートな日本の楽器の取扱いは困難である等の理由から、日本伝統音楽に関する取り組みは、アウトリーチ活動による鑑賞会や、体験授業に終わってしまいがちなのである。

また、日本伝統音楽を現在まで継承してきた演奏者の中にも、学校教育で取り上げることについて歓迎と敬遠の両者が存在する。基礎基本をすっ飛ばして受け継いできた伝統を無視して子どもたちに伝えてよいのかどうか、また、都合よくいいとこ取りだけして、本当に伝統文化の継承につながるのだろうか、というプライドとジレンマを持っている演奏家がいることも否定できない。

それでは小学校教員養成課程では、日本伝統音楽に関して一体どのような指導を行っていったらよいのだろうか。養成課程の教員は、日本伝統音楽の師匠ではなく、音楽教育に携わる者として、その目的を見誤ってはならない。音楽教育者の使命は、日本伝統音楽の美しさ、複雑さ、曖昧さを子どもたちに提示すること、そして、正しい伝統は本物の芸術を鑑賞することにより提示する、ということである。「伝統」としての日本音楽を後世に伝えるとともに、子どもたちの創造性を喚起するような新しい音楽観を育成する手法についても、考えをめぐらさなければならない。

小島（2008）は「もともと日本伝統音楽は日本語を母語としこの風土に生活する私たちの音楽であり、私たちの内的経験を音に托したものであったはずである。」¹³と述べている。特別な技術・知識がなくても、日本語を母語とし、日本で暮らし、日本で育ったものならば、誰でもが兼ね備えている音楽観（というより、言語観や世界観）を育むような授業ができる小学校教師を、教員養成課程で育成することは、喫緊の課題である。

註および引用文献

- 1 「次期学習指導要領改定に向けた検討体制」、文部科学省、（平成27年11月4日）http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/10/_icsFiles/afielddfile/2015/10/16/1362865_1.pdf
- 2 「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会学校段階等別・教科等別ワーキンググループ等の開催について」（第3報）、文部科学省、（平成27年11月4日）http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/11/1363412.htm
- 3 『学習指導要領データベース』、国立教育政策研究所、（平成27年11月27日）<http://www.nier.go.jp/guideline/>
- 4 青柳、前掲書、p.54
- 5 ここでは、邦楽と位置付けているのだが、実は演奏者の三枝喜美子は武蔵野音楽学校（現・武蔵野音楽大学）を卒業し、藤原歌劇団でオペラを歌っていたアルト歌手である。その唱法は、ベルカントで歌われていたことが推察される。
- 6 奥田昌代「小学校音楽科教育の変遷と展望」『大阪信愛女学院短期大学紀要』47号、2013年、p.3
- 7 奥田、前掲書、p.3
- 8 小原光一「ヴァンがまとめた学習指導要領の変遷」『音楽教育 ヴァン』26、教育芸術社、2014年、p.11
- 9 小原、前掲書、p.12
- 10 小原、前掲書、p.14
- 11 佐川馨「音楽科学習指導要領における「日本音楽」の変遷（1）—昭和22年の（試案）から35年（高）の改訂までの分析的検討を通して—」『秋田大学教育文化学部研究紀要 教育科学部門』62、2007年、p.101
- 12 池上真理子「小学校音楽教育における雅楽導入の意義と可能性」『聖学院大学論叢』第26巻 第1号、2013年、pp.197-198
- 13 小島律子『日本伝統音楽の授業をデザインする』暁教育図書株式会社、2008年、p.3

